

葛飾区男女平等推進審議会（令和7年度・第5回）のご意見のまとめ

1. 第7次計画の成果指標について

委員意見（要約）	事務局回答
・事務局案に賛成の意見が多いが、色々課題があるようで、このまま変更して良いか疑問。 ・意識・実態調査の調査項目が成果指標の数値を取るためのものである認識を持ち、それを事務局、審議会引き継ぐ必要があるのではないかな。	・第6次計画のワーク・ライフ・バランスに関する指標は、備考がないと理解がしにくいものであったため、よりわかりやすいものになるよう検討は続けたい。 ・明確な引き継ぎを行いたい。
【決定事項】 ①ワーク・ライフ・バランスに関する成果指標については、事務局案の通りとする。 ②DV被害者が「相談したことがある」の回答割合の目標値は40.0%以上のまま変更しない。 ③セクハラ被害者が「相談したことがある」の回答割合の目標値は40.0%以上のまま変更しない。	

2. 第7次計画 中間まとめ（骨子）について

委員意見（要約）	事務局回答
・都の動向の部分に今年の7月に施行される「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」を入れた方がよい。 ・第7次計画に3つの計画が内包されているという説明だが、「葛飾区困難女性支援基本計画（第1次）」の明記や第1次基本計画としての条文として記載されるのか。また、施策の方向が3つの計画のうちどれに該当するかがわかりにくい。	・資料4の素案P10参照：第7次計画に掲載予定。 ・計画の体系図に表示をするなど、視覚的にわかりやすくなる工夫をしたい。

委員意見（要約）	事務局回答
・「ジェンダー平等」という表現が散見されるが、どのように考えるか。	・本計画は「葛飾区男女平等推進条例」に基づく計画であるため、基本的には「男女平等」「男女平等参画」を用いていく。 ●補足→SDGsについては、元々ゴール5が「ジェンダー平等を実現しよう」という日本訳となっているため原典に合わせる。

3. 第7次計画 計画事業一覧表について

委員意見（要約）	事務局回答
・「乳幼児のママ・パパ向け防災講座」は新規事業か。 ・防災に関する意思決定過程の場は男性が中心であり、女性の視点が反映されないといった課題から、防災活動における女性リーダーの育成に取り組んできたが、R5頃より男女一緒にという流れが生じている。女性視点の防災について性別を問わず学ぶということが重要。 ・「男女平等苦情調整委員会」に寄せられている案件数は。 ・乳がん検診、子宮頸がん検診の年齢に関する条件は。 ・「ママ・パパ向け防災講座」に祖父母等高齢者の参加可としてもよいのではないか。 ・「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」と「ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業」の違いは。	・ご指摘のとおり。内容については、次回以降に報告する。 ・主管課に情報を共有し、意見として承る。 ・平成20年に1件、以降の案件はない。 ・乳がん検診は40歳以上、子宮頸がんは20歳以上となる。 ・同居の祖父母の参加について主管課に情報共有した。 ・認定制度が令和7年度より開始し、8件の申請がある。 ワーク・ライフ・バランスの中で、介護、女性、育児という3部門に分けて、葛飾区内の事業所の労働環境、書類の整備等について専門家が会社を訪問し、チェック項目に基づき、資料の閲覧などで職場環境が整っているかどうかを確認・報告を行う。その内容を基に認定をするという事業。

男女平等に関する国内の動向や取り組み

1 第6次計画策定以降の国・東京都の動向

年	国	東京都
令和4年 (2022年)		・「東京都男女平等参画推進総合計画」改定 ・「東京都パートナーシップ宣誓制度」創設 ・「東京都男女平等参画基本条例」改正
令和5年 (2023年)	・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行 ・「配偶者暴力防止法」改正	・「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定
令和6年 (2024年)	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」策定
令和7年 (2025年)	・「女性活躍推進法」改正 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「独立行政法人男女共同参画機構法及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」制定	・「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」制定…②
令和8年 (2026年)	・「第6次男女共同参画基本計画」の策定 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」策定…①	・「東京都男女平等参画推進総合計画」改定…③

2 各取り組みの詳細

- ①「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」策定（素案P 8に掲載）

参考 URL <https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/kihon/index.html>

- 令和5年施行の「LGBT 理解増進法」に基づく基本計画として、「SOGI の多様性に関する国民一人一人の理解を深めることで、性的マイノリティもマジョリティも安心して生き生きと人生を送ることができる共生社会の実現を目指す」ことを基本理念としている。

- 現状と課題として、理解増進の必要性が認識されていないことや国からの情報提供が不十分であることにより、地方公共団体や事業主等の取り組み状況が様々であることなどに触れている。

- 実施すべき施策として、以下があげられている。

《学術研究等》

- ・国民の意識等について定期的な意識調査による把握 等

《知識の確実な普及》

- ・性の多様性に関するリーフレットや研修動画の作成・自治体等への提供
- ・医療機関・福祉施設への知識普及
- ・行政職員・教職員への研修による啓発 等

《相談体制の整備》

- ・相談員を対象とした研修の実施
- ・よりそいホットラインや孤独・孤立相談ダイヤルにおいて悩み・相談に対応
- ・様々な相談機関で SOGI を背景とした相談対応が適切に行われるよう、必要な普及啓発を実施



②「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」制定

(素案P10に掲載)

参考 URL <https://josei-katsuyaku.metro.tokyo.lg.jp/>

- 女性がその個性や能力を発揮できる環境の整備を一層推進するため、令和7年12月に「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」を制定、令和8年7月1日より施行。
- 女性の就業率は年々上昇する一方で、意思決定層の女性割合の低さ、働き方や両立支援制度の利用状況にいまだ男女間で差があることを課題として、東京都、事業者、都民等の各主体の責務として、以下があげられている。

【東京都】

- ・女性が活躍できる環境の整備に必要な情報提供、啓発、相談、助言等必要な施策の実施
- ・国及び区市町村との連携、指針の策定、取組状況調査の実施・公表

【事業者】

- ・性別に偏らない組織づくりの推進
- ・就業者の男女格差の解消
- ・女性特有の健康課題への配慮等の主体的な取組の実施

【都民】

- ・性別に関する無意識の思い込みについての関心と理解を深める 等



③「東京都男女平等参画推進総合計画」改定（素案P 9に掲載）

参考 URL

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/danjo/danjobyodo/0000000183/plan>

- 東京都は現在、総合計画の改定作業中であり、パブリックコメントが終了。
現行の男女平等参画推進総合計画は令和8年度末で計画期間が終了であるところ、計画期間満了を待たずに改定し、新総合計画の計画期間は「令和8年度～12年度まで」とされている。
- 令和7年11月、都の審議会により「改定に当たっての基本的考え方（中間のまとめ）」を公表、パブリックコメントを実施。令和8年4月、審議会答申「改定に当たっての基本的考え方について」を決定。
- 令和8年6月、答申を踏まえた「総合計画（素案）」のパブリックコメント（6月4日～7月3日）を実施。この後、改定を予定。
- 男女ともに「誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会」を基本理念に掲げ、その実現に向け、4つのビジョンに基づき取組を強化することとしている。

《ビジョン1：男女ともに自分らしく希望する生活ができる社会の実現》

- ・結婚・妊娠・出産・育児・介護等への切れ目のない支援
- ・就学や就職時の進路選択拡大に向けた取組
- ・家事・育児分担に関する取組
- ・男女の健康課題への対応 等

《ビジョン2：雇用・就業分野における女性活躍の推進》

- ・女性の成長機会の提供や女性経営者や起業家等への支援
- ・日本型の労働慣行の見直しや多様性ある組織づくり等

《ビジョン3：男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備》

- ・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への取組
- ・区市町村や関係団体職員の人材育成
- ・犯罪・迷惑行為の防止、SNS等インターネット上の性的被害の防止
- ・女性の視点を生かした災害対応 等

《ビジョン4：配偶者暴力対策》

- ・暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見
- ・多様な相談・安全な保護体制整備
- ・関係機関・団体等との連携強化 等



令和 7・8 年度 葛飾区男女平等推進審議会 開催日程（案）

	日時	回数	議題等
令和 7 年度	令和 7 年 7 月 18 日	令和 7 年度 第 1 回	・ 計画策定諮問 ・ 女性の参画状況及び第 6 次計画進捗状況報告 ・ 区民意識・実態調査について ・ 第 7 次計画の策定について ・ 区民意識・実態調査の実施状況等について
	9 月 24 日	第 2 回	・ 第 6 次計画各項目及び第 7 次計画策定に係る課題等のご意見について ・ 区民意識・実態調査結果（速報版） ・ 第 7 次計画の目標と課題等の審議
	11 月 12 日	第 3 回	・ 第 7 次計画の目的、計画の位置付け ・ 成果指標の検討 ・ 区民意識・実態調査結果報告書（案）について ・ 区民意識・実態調査結果報告書 概要版（案）について
	令和 8 年 1 月 23 日	第 4 回	・ 第 7 次計画の内容、課題と成果指標の検討 ・ 中間のまとめ（案）の検討 ・ 区民意識・実態調査結果報告書 概要版について
	3 月 25 日	第 5 回	・ 第 7 次計画の成果指標、事業の検討 ・ 中間のまとめ（骨子）の決定
令和 8 年度	7 月 23 日	令和 8 年度 第 1 回	・ 女性の参画状況及び第 6 次計画進捗状況報告 ・ 第 7 次計画素案の検討
	9 月 24 日	第 2 回	・ 第 7 次計画原案の検討
	11 月 10 日	第 3 回	・ 第 7 次計画原案報告（答申）
	令和 9 年 1 月頃		☆パブリックコメント閲覧期間
	3 月 23 日	第 4 回	・ 第 7 次計画策定報告

※令和 8 年度開催の審議会の時間はいずれも午後 3 時～5 時、

会場は男女平等推進センター 洋室 A を予定しています。